

○小田原市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る要綱

平成27年4月1日

小田原市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品確法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関をいう。
- (2) 住宅型式性能認定 住宅品確法第31条第1項の住宅型式性能認定をいう。
- (3) 登録住宅型式認定等機関 住宅品確法第44条第3項の登録住宅型式認定等機関をいう。
- (4) 認証型式住宅部分等 住宅品確法第40条第1項の認証型式住宅部分等をいう。
- (5) 特別評価方法認定 住宅品確法第58条第1項の特別評価方法認定をいう。

(登録住宅性能評価機関の技術的審査)

第3条 削除

(長期優良住宅維持保全計画書)

第4条 省令第1号様式第四面に規定する維持保全の方法及び期間の欄が不足する場合に補充して用いる計画書は、長期優良住宅維持保全計画書（様式第1号）とする。

(市長が必要と認める図書)

第5条 省令第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅の

部分を含む住宅である場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号。）第 41 条第 1 項の規定による住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が発行するこれと同等の確認書を含む。）の写し

(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅である場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第 45 条第 1 項の型式住宅部分等製造者認証書の写し

(3) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）第 3 に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合 特別評価方法認定に係る試験の結果の証明書その他長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を証明した図書の写し

(4) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 9 項の規定に基づき市の定める地区計画等又は景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき市の定める景観計画に適合することを要する場合 当該地区計画等又は当該景観計画に適合することが確認できる図書の写し

(5) 法第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることの審査を要する場合 当該建築物が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることが確認できる書類

（添付を要しない図書）

第 6 条 長期優良住宅建築等計画の認定の申請の際、添付を要しない図書は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 前条第 1 号に該当する場合 住宅型式性能認定書又はこれと同等の確認書において、住宅性能評価又は確認の申請の際、明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

(2) 前条第 2 号に該当する場合 型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請の際、明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
（長期優良住宅設計内容説明書）

第 7 条 省令第 2 条第 1 項の表に掲げる設計内容説明書は、長期優良住宅設計内容説明書（様式第 2 号）とする。

(建築確認の審査の申出等)

第 8 条 法第 6 条第 2 項（法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により長期優良住宅建築等計画の申請と併せて建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ようとする者は、同項の申請書の正本及び副本を提出するものとする。ただし、当該申出に係る建築物が建築基準法第 6 条の 3 第 1 項又は第 18 条第 4 項に規定する構造計算適合性判定を要するものである場合にあっては、建築基準法第 6 条の 3 第 7 項に規定する適合判定通知書又はその写しを添付するものとする。

(申請の取下げ)

第 9 条 法第 5 条第 1 項から第 5 項まで、法第 8 条第 1 項、法第 9 条第 1 項若しくは第 3 項に規定する認定又は法第 10 条の規定による承認の申請を取り下げようとする者は、長期優良住宅建築等計画取下げ届（様式第 3 号）の正本及び副本により、市長に届け出るものとする。

(不認定又は不承認の通知)

第 10 条 市長は、法第 5 条第 1 項から第 5 項まで、法第 8 条第 1 項、法第 9 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による認定又は法第 10 条の規定による承認の申請に係る計画が認定基準に適合しないときその他認定又は承認をすることが適当でないと認めたときは、不認定通知書（様式第 4 号）又は不承認通知書（様式第 5 号）により、申請者に通知するものとする。

(報告書)

第 11 条 法第 12 条に規定する報告は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 認定を受けた登記優良住宅建築等計画に係る住宅の建築工事が完了したとき
完了後、速やかに住宅建築工事完了報告書（様式第 6 号）を市長に提出する。
- (2) 前号に掲げるとき以外のとき 市長が指定した期日までに長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 12 条の規定による報告書（様式第 7 号）を市長に提出する。

(建築又は維持保全の取止め申出書)

第 12 条 法第 14 条第 1 項第 2 号に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる場合の申出の様式は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全取りやめ申出書（様式第 8 号）とする。

2 前項の申出書には、省令第6条に規定する認定通知書（法第8条第1項、法第9条第1項又は第3項の規定による変更の承認を受けた場合にあっては省令第9条に規定する変更認定通知書を、法第10条の規定による承継の承認を受けた場合にあっては省令第15条に規定する承認通知書を含む。）を添付するものとする。

（認定取消通知書）

第13条 法第14条第2項の規定による通知の様式は、認定取消通知書（様式第9号）とする。

（その他の事項）

第14条 この要綱に定めるもののほか、長期優良住宅建築等計画の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第8条ただし書の規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月20日）

この要綱は、令和4年2月20日から施行する。